

# 自主防災会規約

中山自治会

# 中山自治会自主防災会規約

## 第1章 [総 則]

第1条 本組織は中山自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。尚、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は中山自治会の会員によって構成する。

## 第2章 [目 的]

第3条 本会は、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献すべく中山自治会において実施可能な防災活動を行うことにより、地震・火災その他の災害（以下「地震等」という）が発生した場合、初期の災害防止及びその軽減を図ることを目的とする。

## 第3章 [事 業]

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 防災知識の普及に関すること。
- 2 住民の地震等に関する災害予防に関すること。
- 3 高齢者や体の不自由な方等の要援護者の把握及び救護体制の整備に関すること。
- 4 地震等の発生時における情報の伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- 5 防災訓練の実施に関すること。
- 6 防災機材の整備に関すること。
- 7 備蓄用品の確保、維持継続に関すること。
- 8 その他防災に関すること。

## 第4章 [組 織]

第5条 本会は、中山自治会の役員及び民生児童委員・自衛消防隊員・交通安全指導員をもって組織を編成する。

- |   |         |         |
|---|---------|---------|
| 1 | 会 長     | 1名      |
| 2 | 副 会 長   | 若干名     |
| 3 | 会 計     | 2名      |
| 4 | 地 区 長   | 各地区1名   |
| 5 | 副 地 区 長 | 各地区1～2名 |
| 6 | 班 長     | 各班1名    |
| 7 | 民生児童委員  | 3名      |
| 8 | 自衛消防隊員  | 6名      |
| 9 | 交通安全指導員 | 2名      |

第6条 役員の任期は、自治会役員の任期と同時期とする。但し再任を妨げない。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を統括する。地震等の災害発生時において災害対策本部を設置し応急活動の指揮にあたる。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- 3 会 計 本会の経理を行い、会の収支、決算報告を行う。
- 4 地 区 長 各地区内を統括し、会長、地区内班長と居住者の入居転出等の連絡を密にとり、地区会を開催し本会業務の運営が円滑に行われるようにする。
- 5 副地区長 地区長を補佐し、地区長事故ある時は、これを代行する。
- 6 班 長 (1) 班を代表し班内の問題事項、提案事項等地区長を通じ役員会に提案する。  
(2) 役員会の審議内容を班内会議又は、報告書の回覧により会員の周知徹底をはかる。
- 7 会計監査 本会の会計を監査する。
- 8 民生児童委員 地域内の要援護世帯の情報収集に当たる。
- 9 自衛消防隊員 災害発生時において、主として初期消火に当たるとともに日常から地域内の消火設備の点検整備を実施する。
- 10 交通安全指導員 災害時に交通整理を担当する

## 第6章 [会 議]

第8条 本会に役員会を置く。

第9条 役員会は会長が招集し次の役員をもって構成する。

会長、副会長、会計、地区長、民生児童委員、自衛消防隊隊長、交通安全指導員

第10条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 防災計画の作成および改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 防災計画の実施等、本会の運営に関する事。
- (6) その他必要と認めた事。

## 第7章 [防災計画]

第11条 本会は、第4条各号の事業を行うため、防災計画を作成する。

## 第8章 [会 計]

第12条 本会の運営に要する経費は、自治会費及びその他の経費をもってこれに充てる。

第13条 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までの一年間とする。

## 第9章 [その他]

### 第14条 避難確認カード

- 1 高齢者や体の不自由な方の世帯を常時把握し、非常時の行動が可能となるように、避難確認カードを整備しておく
- 2 避難確認カードは事前登録とする。尚個人情報保護法に則り当該カードは災害発生時のみ使用することとし、平常時は会長がこれを保管する。
- 2 この規約に定めない事項は、役員会で協議して定める。

附 則 この規約は、平成25年5月1日から施行する。

# 中山自治会自主防災会 防災計画

## 第1条 目的

この計画は、中山自治会自主防災会（以下「本会」という）規約第11条に基づき地震等の災害（以下「災害」という）による人的、物的被害の発生及び拡大を防止するため、その活動に必要な事項を定める。

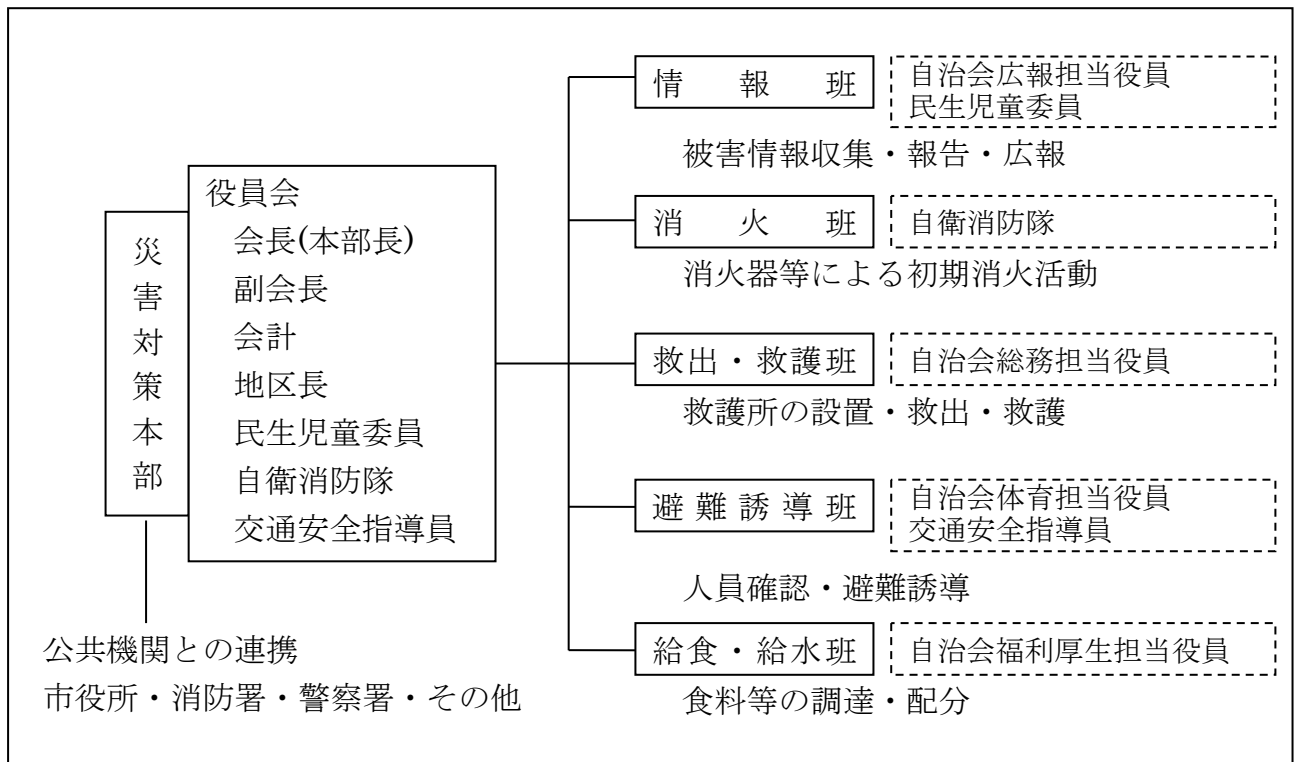
## 第2条 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとし、第3条から第6条にその詳細な計画を定める。

- 1 防災組織の編成
  - (1) 防災組織の編成及び担当任務
- 2 平常時の活動
  - (1) 高齢者等、要援護者世帯の把握
  - (2) 防災知識の普及
  - (3) 防災訓練
  - (4) 防災資機材の整備
  - (5) 関係機関との協議
  - (6) 各家庭における日常防災心得
- 3 災害発生時の初期活動
  - (1) 災害時の初期行動の徹底
  - (2) 出火防止、初期消火
  - (3) 避難場所への誘導・集合
  - (4) 情報収集
  - (5) 救出救護と応急手当
- 4 災害時の自主防災活動
  - (1) 災害対策本部の設置
  - (2) 一時避難場所への集合と情報収集
  - (3) 救出・救護と応急手当

### 第3条 防災組織の編成及び担当任務

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うために、次の通り防災組織を編成する。尚必要に応じて自治会内の医師・看護師等と連携をとる。



### 第4条 平常時の活動

#### 1 高齢者等要介護者世帯の把握

避難確認カードを作成し、高齢者や体の不自由な方の世帯を常時把握し、非常時の行動が可能となるように整備をしておく。尚、カードの管理は規約第14条に則り個人情報保護を十分配慮する。

#### 2 防災知識の普及

防災知識の高揚を図るため、次の事項について普及を行う。尚普及方法については広報、パンフレット、ポスター等を随時配布する。

- (1) 防災知識及び防災計画に関すること
- (2) 地震、火災等の知識に関すること
- (3) 各家庭における防災等に関する知識に関すること
- (4) その他防災に関すること

#### 3 防災訓練

災害の発生に備えて、各行動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から消防署等の指導を受けて次の訓練を実施する。

- (1) 通報、情報収集訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 応急手当訓練

#### 4 防災資機材の整備

災害発生時に最低限必要と思われる資機材を設置し整備しておく。

#### 5 関係機関との協議

本会はその活動が円滑に推進されるよう、消防署等の防災機関と連絡を密にし、随

時指導を受けるものとする。

## 6 各家庭における日常防災心得

- (1) 初期消火を的確に実行するため消火器の設置
- (2) 断水時に備え、風呂水・バケツ等への溜め置き
- (3) ガスの元栓を必ず占める習慣をつける(夜間・外出時)
- (4) 2階からの避難用梯子、またはそれに代わるものの設置
- (5) 箆筒・戸棚等の転倒防止
- (6) 非常用品や非常食等の非常持ち出し袋を用意し中身の点検と保管場所の周知徹底

## 第5条 災害発生時の初期行動

### 1 各世帯における災害時の初期行動の徹底

- (1) まずは身の安全を図れ  
頭を保護し、テーブルの下・机の下など物が落ちてきたり、倒れたりする恐れのないところで自分の身を守る。
- (2) 素早く火元(ガスコンロ・ストーブ等)の始末  
揺れの大きいときは、治まってからでも確実に消火する。
- (3) 戸を開けて出口を確保  
建物がゆがみ出入り口が開かなくなり家の中に閉じ込められないよう出口を確保する。
- (4) ガラスの破片などに注意  
ガラスの破片などによるケガ防止のためスリッパ等の履物を履く。

### 2 出火防止・初期消火

- (1) 火が出たらすぐ消火  
『火事だ』と大声で叫び、隣り近所に協力を求める。初期消火は、天井に燃え移るまでの3分間が勝負、日頃から家族で消火器の設置場所等を確認し、初期消火の手順を決めておくこと。

## 第6条 災害時の自主防災会活動

### 1 災害対策本部の設置

中山自治会内に災害対策本部を設置し、公的機関と連携しながら活動開始する。

- (1) 中山運動広場における各地区の集合場所を明示する
- (2) 人的被害状況を見極め組織の活動計画・人員配置を速やかに決定する。
- (3) 情報収集及び伝達と防災関係機関との連携を図る
- (4) 避難場所への誘導、避難確認カードで避難状況を確認する。
- (5) 地域内の車両運行の規制を実施する。
- (6) 食料・飲料水等の供給支援を行う。

### 2 一時避難場所への集合と情報収集

- (1) 各班毎に第1避難場所に集まり、安否確認  
各班毎に集合場所(第1避難場所)を決めておき安否確認ができ次第、班長は避難場所(中山運動広場)に集合し、情報班に報告。災害状況により松山第2小学校に移動する。

### 3 救出・救護と応急手当

- (1) 情報収集に基づき、班内の救出・救護を必要とする人の応急手当に努める。  
災害時の初期行動として、日頃から班内の状況をしっかり認識しておくこと。

附則 この計画は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。



# 避難確認カード

作成年月日 年 月 日
----------------

救出・救護が目的のため家族全員の記入が望ましいが、詳細の記入は任意とする。世帯総人数は必ずご記入ください(太線部分を各家庭で記入)

地区	班	住 所	電 話
		東松山市東平	0 4 9 3 - - ( )

	氏 名	続柄	性 別	高齢者 要介護 者○印	災害時避難確認状況		
					確認 済	未 確認	備考
家 族 構 成	(世帯主)						
	世帯総人数：                      名(世帯主を含む)						

(備考)

## 改定履歴

	年月日	内 容		年月日	内 容
①	. .		③	. .	
②	. .		④	. .	